

特別支援教育就学奨励費年間支給額

	支給費目	対象学年	支給額（年額）	支給月
小学校	学用品費 (校外活動等参加費(宿泊を伴わないもの)を含む)	全学年	13,240円	9月・1月・翌年4月
	新入学学用品費	1年	57,060円	9月
	移動教室費	対象学年	実費	9月・1月・翌年4月
	修学旅行費	対象学年	実費	9月・1月・翌年4月
	卒業アルバム代	6年	実費(15,000円限度)	翌年4月
	学校給食費	全学年	実費	実費額を、教育指導課が教育総務課給食係へ支払います。
	通学費	全学年	実費	9月・1月・翌年4月
中学校	学用品費 (校外活動等参加費(宿泊を伴わないもの)を含む)	全学年	25,050円	9月・1月・翌年4月
	新入学学用品費	1年	63,000円	9月
	移動教室費	対象学年	実費	9月・1月・翌年4月
	修学旅行費	対象学年	実費	9月・1月・翌年4月
	卒業アルバム代	3年	実費(15,000円限度)	翌年4月
	学校給食費	全学年	実費	実費額を、教育指導課が教育総務課給食係へ支払います。
	通学費	全学年	実費	9月・1月・翌年4月

- 上記の他に、公共の交通機関（電車・バス・モノレールに限る）を利用して通学している場合は、「特別支援学級・通級指導学級等への通学手段届出書」の提出により通学費が支給されます。（支給月は学用品費と同月）この申請をされて定期券を購入された方は、定期券のコピーを保管いただきますようお願いいたします。
- 学用品費については、年額を3回（4～8月分を9月、9～12月分を1月、1～3月分を翌年4月）に分けて支払います。
- 移動教室費、修学旅行費については、1学期実施の場合は9月、2学期実施の場合は1月、3学期実施の場合は翌年4月に支払います。
- 新入学学用品については4月、移動教室費・修学旅行費については実施月、卒業アルバム代については3月に認定を受けていなければ支給対象となりません。
- 学用品費、新入学学用品費（該当者のみ）については翌年2月初旬の時点で、購入額が支給額（年額）を下回る場合は、その旨を問合せ先に連絡してください。

【問合せ先】

東大和市教育委員会教育部教育指導課
電話 042-563-2111（内線 1527）